

協会員に対する処分及び勧告について

2022年10月19日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 事実関係

○ 顧客の非公開情報の漏えいが発生した事実

顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況のもと、当社の社債の引受業務所管部署は、当社顧客（累計401社）の非公開情報を掲載した提案書等（累計499件）を社債発行（予定）先（累計195社）に提供し、起債提案等を行っていた。

提案書等に掲載している非公開情報は、国内投資家については、「投資家名・社債の引受けの際の当社での取引金額・需要金額」、海外投資家については、「投資家名・需要金額」であり、投資家名については実名又は識別可能な示唆名称を記載していた。

なお、上記社債発行（予定）先には親法人等2社（4件）も含まれており、加えて、グループ協働目的での親法人等2社（22件）への提案書等の配付も行われていた。

○ 顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況

社債の引受業務所管部署における情報管理に対する意識不足、また、内部管理部門等におけるモニタリング態勢の脆弱さならびに管理体制の実効性が不十分であったことにより、上記の顧客の非公開情報の漏えいを引き起こしている。

2. 法令等適用

上記の顧客の非公開情報の漏えいは、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条第2項に規定する「協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない」に該当するものと認められる。

また、顧客情報の管理体制が十分でないとして認められる状況のもと、顧客情報を漏えいし起債提案等を行っていたことは、定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

譴責

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

- ① 顧客の非公開情報の管理体制の見直しなど再発防止策の確実な実施・定着を図ること。
- ② 社債の引受業務所管部署における法令等に対する理解・認識の希薄、法令等遵守意識の欠如が認められたこと、また、内部管理部門における社債の引受業務所管部署に対するけん制や指導が十分に果たされていたとはいえない状況等を踏まえ、経営陣主導により全社的な法令等遵守意識の向上に加え、適切な内部管理態勢及び内部監査態勢を構築し、その運営を確実なものとする。
- ③ 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）